

## いじめ防止対策協議会における今後の論点（案）

(●：これまでのヒアリング、アンケート調査の結果等を踏まえ第3回資料より更新した点。)

### **論点（案）**

#### **① 重大事態調査における体制整備**

- 調査を円滑に進めるため、調査に係る職能団体からの派遣手続きや調査委員に成り得る人材のプールなどの体制整備や事前調整の在り方について示していく必要があるのではないか。
- いじめの重大事態調査について、予め保護者に認識してもらうため、「学校いじめ防止基本方針」の公表や基本方針作成等への保護者の参画など、調査に必要なプロセスを事前に認識してもらうような取組みが必要ではないか。
- 職能団体から推薦される調査委員が必ずしもいじめの専門家でないところ、調査結果が調査委員の経験に依るところが大きい。このため、基本方針やガイドラインにおいて、いじめの重大事態調査のより詳細な指針を示す必要があるのではないか。
- ヒアリングやアンケートの調査結果等より、適切な重大事態調査の実施を阻害する要因として、財源や人員の不足が挙げられているが、重大事態調査と並行して、いじめの重大事態に適切に対応できる学校現場等の体制をより一層充実していく必要があるのではないか。

#### **② 重大事態調査における委員の人選・人材の確保**

- 調査に係る委員により法や基本方針、ガイドラインに基づく適切な対応がなされるよう、調査委員を派遣する可能性がある各職能団体と教育委員会等が連携して、調査委員を担える人材を育成していく必要があるのではないか。
- 各職能団体に必ずしもいじめの専門家がいるとは限らないため、医療事故調査に倣い、各職能団体で事前の調査委員候補登録制度を、いじめの重大事態調査においても活用できないか。また、こうした委員候補登録制度を用いて研修会を実施し、調査委員を担える人材の確保に繋げられないか。

### **③ 被害児童生徒及び保護者への対応**

- 公平公正な調査の実施と被害児童生徒側への寄り添いを両立していくためには、調査委員間で適切な役割分担をしていく必要があるのではないか。
- 学校側と保護者側が対立構造に陥りやすい、いじめ重大事態調査においては、中立性を担保しつつ保護者側の心情にも寄り添えるような仲介役となる第三者の措置についても検討してはどうか。  
なお、2号の不登校事案においては、被害児童生徒の学校復帰についても主眼が置かれるため、学校復帰を含めた学校マターの調整における調査委員会の役割については、慎重に検討する必要がある。
- 学校・教育委員会と保護者との間にしばしば軋轢が生じ、一度対立構造に陥ると、被害児童生徒への支援がなおざりになるケースが多い。このため、保護者を含めいじめの対応にあたる者については、常に被害児童生徒の支援を念頭に置いて対応にあたることを再認識する必要があるではないか。

### **④ 今後の協議の在り方について**

- いじめの重大事態調査の在り方について検討すると共に、どうすれば重大事態に至るのを防げるのか等の重大事態調査の実施前の局面についても議論する必要があるのではないか。